特定建設工事共同企業体結成に係る告示

下記工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を実施するので地方自治法施行令第167条の11第2項の規定に基づき公示します。

入札に参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成のうえ、所定の手続きをしてください。

令和6年4月30日 福島町長 鳴海 清春

記

1 工事名 青少年交流センター増築工事の内 電気設備工事

2 工事場所 福島町字三岳 77 番地 1 外

3 予定工期 本契約締結の日から令和7年2月下旬

4 工事概要 別紙のとおり

- 5 工事の入札方式 特定建設工事共同企業体による指名競争入札
- 6 入札に参加する共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項 この公示に係る公示の指名競争入札に参加できる共同企業体の構成員は、 次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - (1)福島町へ令和5年度及び令和6年度における入札参加資格審査申請をして、受理された者。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
 - (3) 本工事の入札執行の日までの間に、福島町が行う競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に関する指名停止を受けていない者。
 - (4) 共同企業体の構成員のいずれかは、建設業法(昭和24年法律第100 号) 第3条第1項の建設業の許可のうち、電気工事に係る特定建設業の許可 を受けていること。
 - (5) 共同企業体の構成員は、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者、または、国家資格を有する主任技術者、若しくはこれと同等以上の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
 - (6) 共同企業体の構成員の数は2から3社とし、構成員として次の項目のす

べてに該当する1社以上を含むこと。

- ①福島町内に本·支店又は営業所を有する事業者又は福島町内に住所を有する個人事業主
- ②「電気工事」の格付けを受けている
- (7) 共同企業体の代表者、構成員とも、渡島管内に本・支店又は営業所を有し、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の建設業の許可のうち、電気工事の許可を受けている者とする。
- (8) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率
2社	3 0 %
3社	20%

- (9) 共同企業体の代表者は、施工能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員の中で最大であること。
- (10) 共同企業体の構成員は、本件工事における他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと(当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることについては、特に制限しない。

ア 資本関係

- (a) 親会社と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会 社である場合は除く。

イ 人的関係

- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ただし、(a)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中 の会社である場合は除く。
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ る場合

7 入札参加申請書等の提出及び提出期間等

(1)入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加申請書に関係書類を添付して提出すること。(※参照)

※ 提出書類

- (1) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審查申請書
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書(甲型)
- (3) 委任状
- (4) 類似工事等施行等実績調書
- (5) 現場担当技術者名簿
- (2) 提出期間

令和6年4月30日(火)から令和6年5月10日(金)までとし、受付時間は土日祝祭日を除き、午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出場所・問い合わせ先・提出書類の配布場所

 $\mp 049 - 1392$

松前郡福島町字福島820番地 福島町総務課財産管理係

(Tel $0\ 1\ 3\ 9-4\ 7-3\ 0\ 0\ 1$)

(4) 提出方法

上記の場所へ直接持参すること。なお、郵送、電子メール又はファクシミリに よるものは、受け付けない。

- (5) その他
 - ・関係書類は、写しを含め全てA4判にすること。

8 入札参加の決定通知

- (1)指名業者に決定した者は、後日指名通知の交付をもって、入札参加の決定 通知とする。
- (2) 入札参加を希望して指名されなかった者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

9 その他

- (1)入札執行の日時及び場所、設計図書等の閲覧、入札及び契約に関して必要な事項等については、後日交付する指名通知に記載する。
- (2) 本工事は、地元経済の循環を目的に、下請負人の選定や資材等の調達については、福島町内事業者を積極的に活用すること。

(別紙) 工事概要

◎建物概要

·寄宿舎棟 木造 2階建て 延床面積:643.41 m²

◎工事内容

・電灯設備、動力設備、受変電設備、電話設備、構内情報通信網設備、 拡声設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備、監視カメラ設備

※建築主体工事、機械設備工事は別途発注

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

福島町長 鳴海 清春 様

特定建設工事共同企業体

代表者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

(EJJ)

福島町が発注する次の建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名	青少年交流センター増築工事の内 電気設備工事		
共同企業体構成員 の商号又は名称	所在地建設業許可の記号格付番号及び年月日等級		

添付書類 特定建設工事共同企業体協定書

特定建設工事共同企業体協定書(甲型)

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
 - (1) 福島町発注に係る 工事(当該工事内容の 変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
 - (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2号 当共同企業体は、 という。)と称する。

特定建設工事共同企業体(以下「企業体」

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事業所を

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。
- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

名称又は氏名

住 所

名称又は氏名

住 所

名称又は氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い、請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとし、当該建設工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に 伴い当企業が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の 名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

- 第12条 当企業体は、工事完成のとき、当該建設工事について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。
- 2 当該建設工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該建設工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損が生じた場合、構成員は第8条の規定による出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(脱会)

- 第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を 完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、 脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によっ て分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(除名)

第15条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の 不履行その他の除名し得る正当な時由を生じた場合においては、他の構成員全員及 び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規程により構成員が除名された場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体解散後、当企業体の施工した工事につきかしが発見されたときは、 各構成員は共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については、構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請等のため福島町長に提出する。

令和 年 月 日

特定建設工事共同企業体

 代表者
 住
 所

 名称又は氏名
 印

 構成員
 住
 所

 名称又は氏名
 印

 住
 所

 名称又は氏名
 印

委 任 状

私共は、 特定建設工事共同企業体代表者 を代理人と定め、福島町発注に係る次の工事について下記の権限 を委任します。

工 事 名 青少年交流センター増築工事の内 電気設備工事

記

- 1 入札、見積り及び契約に関する件
- 2 請負代金の請求、受領に関する件
- 3 設計変更に伴う変更工事の見積り及び承認に関する件
- 4 諸願届、その他工事施工に伴う諸手続きに関する件
- 5 復代理人の選任に関する件
- 6 共同企業体に関する一切の件

令和 年 月 日

福島町長 鳴海 清春 様

委任者 構成員

構成員

受任者 代表者

類似工事等施工等実績調書

申請者名 (共同企業体の場合は構成員名)

	通番	1	2
	工事・業務名		
エ	発注機関名		
事	施工場所(市町村名)		
等	契約金額		
名	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
, T	受注形態	・単体 ・共同企業体(出資比率 %) (共同企業体名:)	
エ			
事			
等			
概			
要			

- 注1 公告において明示した発注工事等と類似する元請としての施工・履行実績について、 記載すること。
 - 2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。
 - 3 類似工事等施工等実績を証明するものとして、契約書の写し(記載事項が証明できる部分のみで可)又は工事等実績証明書を添付すること。
 - 4 共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体の協定書及び附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。
 - 5 実績工事等が3つ以上ある場合は、契約金額が大きい2つの工事を記載すること。

工事等実績証明書

(発注者) 様

受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

印

次の工事等を履行したことを証明願います。

事業年度							
工事等名							
工事等概要							
施工場所							
契約金額							
工期	年	月	日	~	年	月	日
契約年月日	年	月	日				
完成年月日	年	月	日				
履行状況							

上記工事等を履行したことを証明します。

年 月 日

発注者 (証明者)

印

- 注1 この様式は、類似工事等施工等実績を証明するために使用すること。
 - 2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は構成員ごとに作成すること。
 - 3 「契約金額」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、 当該共同企業体としての請負金額のほか構成員としての出資割合を記載すること。

配置予定技術者等名簿

配置予定技術者等名簿を提出します。

特定建設工事共同企業体

代表者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

(EJ)

工事名: 青少年交流センター増築工事の内 電気設備工事

区 分	氏 名	免許種類・免許番号
監理技術者		
主任技術者		
現場代理人		

建設工事共同企業体運用基準

第1 総 則

1. 趣 旨

福島町が発注する建設工事において、建設業の健全な発展を図るとともに、技術力の結集等により効果的施工を確保するために活用する共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 定 義

- (1) この基準において「特定建設工事共同企業体」(以下「特定企業体」という。)とは、大規模又は技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合など工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合の工事毎に結成する共同企業体をいう。
- (2) この基準において「経常建設共同企業体」(以下「経常企業体」という。) とは、中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

3. 資格審查

- (1) 共同企業体の申請に係る受付業務は、総務課が行うものとする。
- (2) 共同企業体の資格審査は、福島町入札参加者指名選考委員会(以下「指名選考委員会」という。)が行う。
- 4. 施工方法

共同企業体による施工方法は、共同施工方式(甲型)によるものとし、工 事内容がこれになじまない等の場合のみ分担方式(乙型)によることができ るものとする。

(個別基準)

第2 特定企業体

1. 性格

建設工事の特性や規模に着目して工事毎に結成される共同企業体とする。

2. 対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模かつ技術的難度の高い工事に際して、技術力を結集することにより、安定的施工を確保する場合の工事とする。

3. 構成員数

構成員の数は、2社以上とする。

4. 構成員の組合せ

構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種類の有資格者の中から、発注工事毎に方法等を指名選考委員会が定める。

5. 構成員の資格要件

構成員の資格要件は、発注工事毎に指名選考委員会が別に定めるものとするが、少なくとも次の要件を満たすものとする。

- ① 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。
- ② 当該工事を構成する工種を含む工事について元請として一定の実績があ

- り、当該工事と同種工事を施工した経験があること。
- ③ 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で各構成員が配置できること。
- 6. 結成方法

同一等級に格付けされているもの同士、もしくは直近等級に格付けされている者との組合せで、構成員となる者の自由意志に基づく自主結成とする。

7. 出資比率

各構成員の出資比率の限度は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 2社の場合
- 30パーセント以上
- ② 3社以上の場合
- 20パーセント以上

8. 代表者の選定等

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担う、施工能力の大きい者とする。また代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

第3 経常企業体

1. 性格

効果的な共同施工の確保を図るため、適正な規模の工事において活用する。

2. 対象工事

経常企業体の対象工事は、特定企業体により施工する工事以外で、効果的な共同施工の確保を図る工事とする。

3. 構成員数

構成員の数は、2ないし3社とする。

4. 構成員の組合せ

構成員の組合せは、発注工事に対する工事種類の有資格者で同一等級に格付けされている者同士、もしくは直近等級に格付けされている者との組合せとする。

5. 構成員の資格要件

発注工事に対応する建設業法の許可業者につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、許可を受けてから4年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

6. 結成方法

競争入札参加を希望する者の任意の組合せで結成するものとする。

7. 出資比率

各構成員の出資比率の限度は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 2社の場合 30パーセント以上
- ② 3社の場合 20パーセント以上
- 8. 代表者の選定等

代表者は、構成員において決定された者とする。

9. 登 録

- (1)一の企業が経常企業体を結成して、競争入札参加資格審査申請書を提出できる回数は、工事の種類毎に原則として1回とする。
- (2)競争入札参加資格審査申請書の提出の時期は、原則として年度当初とする。 ただし、工事状況によってはこの限りではない。なお、有効期限はその年度 末までとする。

第4 雜 則

- 1. この運用基準は、公布の日から施行する。
- 2. この運用基準の実施日において、現に存する共同企業体の取扱いについては、 従前の取扱によるものとする。
- 3. この運用基準により難い場合は、北海道の運用基準を準用するものとする。